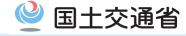
# 令和元年度定期監察報告書(概要)

令和2年3月 国土交通省大臣官房監察官室



## 令和元年度定期監察の監察事項、対象機関及び実施方法



### ◆ 監察事項

- ① 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組

### ◆ 対象機関

国土地理院

地方整備局(北陸、近畿、四国及び九州)

北海道開発局

地方運輸局(北海道、北陸信越、近畿、四国及び九州)

(参考)平成30年度 国土交通大学校

地方整備局(東北、関東、中部、中国)、内閣府沖縄総合事務局

地方運輸局(東北、関東、中国) ※計9機関

※ 計11機関

### ◆ 実施方法

- ▶ 監察対象機関である本局、事務所等に対し、事前に調査票を送付し、回答及び関係資料を受領
- ▶ 監察対象機関において、担当者に対するヒアリング及び現地の取組状況(機密情報管理等)の確認をするとともに、局長、事務所長等の幹部職員に対するヒアリングを実施
- ▶ 監察終了後、局長、副局長等の幹部職員に対し、監察結果を講評

### ◆ 令和元年度定期監察スケジュール

平成31年3月

平成31年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)

令和 元年7月~12月

現地監察

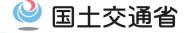
令和 2年3月

報告書とりまとめ、報告書公表

令和 2年6月

対象機関より措置状況報告

## 監察事項①:働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組



## ◆ 監察のポイント

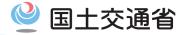
- ▶ 「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づく地整等の取組の状況を確認するため当該事項を設定した。
- ▶ 監察に当たっては、取組計画において数値目標が設定された項目(超過勤務の縮減、休暇取得の促進、男性職員の配偶者出産・育児参加休暇取得、女性職員の採用・登用)を中心に本省で監察項目を設定し、これに基づき監察を行い、各地整等の取組状況を把握するとともに「各項目毎の目標値との対比」について整理した。
- ▶ 目標値達成に向け、各機関のおかれた状況をふまえた取組が実施されていた。**取組計画の最終年度にむけて更なる取組(今までの取組の効果検証、他機関のベストプラクティスの共有)が望まれる**。

### 国土交通省取組計画における数値目標について今年度監察対象地整等の状況

取組計画上の項目と目標値		<u>監察対象の</u> <u>平均</u> (11機関)	地方整備局等 (6機関)	<u>地方運輸局</u> (5機関)	備考
1. 超過勤務縮減	<sup>令和2年度</sup> 月60時間以内 (週20時間超の職員割合 0%)	16時間	21時間	10時間	職員1人あたり月平均の超過勤 務時間(平成30年度)
2. 休暇取得促進	令和2年 <b>15日</b>	14日	14日	13日	職員1人あたりの年間取得日数 (平成30年)
3−1 男性職員の育児休業取得率	令和2年 <b>13%以上</b>	6.4%	11.6%	0%	取得者数/取得対象者数 (平成30年)
3-2 男性職員の育児・出産休暇取得 日数	令和2年 <b>5日以上</b>	3.1日	3.4日	2.8日	取得休暇日数の合計/取得対象 者数(平成30年)
4. 女性の採用拡大	<sub>毎年度</sub> 30%以上	26.2%	29.8%	21.8%	令和元年度(常勤職員)
5. <b>女性登用</b> (地方機関課長・本 省課長補佐相当職)	令和2年度末までに <b>5.4%以上</b>	3.4%	2.6%	4.3%	令和元年7月1日現在、5G及び6G職員を集計

(注)各項目の平均値は、各機関の平均値を平均した。

## 監察事項①:働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組



### (1) 勤務時間マネジメント改革(超過勤務縮減、休暇取得促進)に関する取組

#### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、適正な勤務時間管理を把握し局内での共有、業務の簡素化・合理化を進めていた。
- ▶ 若手職員を中心とした勉強会 推奨

職員一人ひとりのスキルアップが超勤縮減に繋がるという考えのもと「四国運輸局政策 プロジェクトチーム」を結成し、若手職員を中心に勉強会を実施。また、スキルアップに 資する資料等をイントラネットにて共有していた。(四国運輸局)

#### 取組状況

▶ 取得状況の見える化の工夫

特定の部署では「年休すごろく」により、休暇を取得しやすい環境づくり や取得状況の見える化を行っていた。

(九州地方整備局)



### 提示意見

### ✓ 超過勤務縮減

所属長は、部下職員の業務遂行状況を平素より把握するとともに、特定の職員に業務負荷がかからないよう必要に応じて業務量の平準化を図るよう努めること。

### 提示意見

#### ✓ 休暇取得促進

取得状況の見える化等の工夫、休暇 取得日数の少ない部署や職員の業務状 況等の分析など、目標達成に向けた取 組を推進すること。

### (2)育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組

#### 取組状況

男性職員の育休経験談 推奨

イクメンセミナーにおいて、育児休業を 取得した男性職員が育休経験談を紹介し、 育児休業取得に向け意識啓発を行っていた。 (北海道開発局)

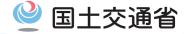


#### 提示意見

✓ 男性職員の育児休業等の促進

男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成を図るため、職員本人をはじめ、幹部職員・管理職員は当然のこと、周りの職員に対する更なる意識の啓発に取り組むこと。

## 監察事項①:働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組



### (3) 女性の活躍推進に関する取組

取組状況

### ▶ 技術系女性職員採用の工夫

技術系女性職員の採用は、北陸建設界全体の取組によるところも大きいことから、北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会の構成団体との連携のもと、きめ細やかな広報活動に取り組んでいた。(北陸地方整備局)



北陸建設界の測量体験

### 取組状況

#### ▶ 女性職員の交流会の設置

女性職員の将来の登用に向けて、本院における職場環境の更なる改善等を女性目線で推進することを目的として、女性管理職員と女性一般職員による交流会により、仕事と家庭の両立やキャリア形成等について気軽に相談できる機会を確保することとしている。(国土地理院)

### 提示意見

#### ✓ 女性の採用拡大の取組

技術系女性職員の採用数を増やすため、関係府省や民間団体とも連携して理工系大学を志す女性を増やす取組を強化するなど、きめ細やかな広報活動の実施に努めること。

#### 提示意見

#### ✓ 女性の登用目標の達成に向けた取組

仕事と家庭の両立や将来のキャリアに悩む 女性職員の意見を幹部が共有できる手段を講 じ、組織として改善に向けた必要な対応に努 めること。

### (4) その他働き方改革(業務改善、ペーパーレス化の推進、テレビ会議の推進等)に関する取組

取組状況

### ▶ 会議のペーパーレス化の推進 推奨

幹部会議等の資料はタブレット端末(約510台)を用いてペーパーレス化していた。また、港湾部局の本局・事務所の執務室等にWifi環境を整備していた。(近畿地方整備局)

### ▶ テレビ会議の推進 推奨

遠方の職員が参加する会議を原則テレビ会議とし、移動コストを削減していた(H30年度比:約36%相当をテレビ会議化)。(四国地方整備局)

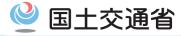


テレビ会議(四国地方整備局)

#### 提示意見

#### ✓ 業務改善の更なる推進

他機関の好事例も参考とし、職員の 業務量が適正となるよう業務の廃止・ 縮小等を行い、業務分担を明確化する など、より一層の業務改善の推進に努 めること(会議の効率性の向上、資料 作成の省力化、ペーパーレス化の推進 、多様なテレビ会議の実施等)。



### <<u>入札契約事務に係るコンプライアンス</u>の徹底に関する取組:地方整備局等>

### ◆ 監察のポイント

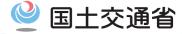
- ▶ 平成28年度に発覚した中部地整事案を踏まえ、平成29年度、30年度に引き続き、「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- ▶ 特に、地方整備局等の監察については、平成30年度特別監察報告書の提示意見に基づき監察を行い、各地方整備局等が他の地整等の取組状況を把握できるように、一覧表にて横並びで整理した。
- ▶ 各監察対象機関において、講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組、事業者・OBとの接触・対応に関する取組、機密情報管理の徹底に関する取組、応札・落札状況の分析等に関して積極的に取り組んでいたが、一部、内容が十分とは言い難い状況がみられた。引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

### (1)講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、コンプライアンス推進計画等において、全職員が年1回は入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講することについて目標を設定しており、全職員の講習会等の受講状況を把握していた。
- ▶ 全ての監察対象機関において、未受講者に対して個別に対応 するなどのフォローアップの取組を実施していたが、一部の 監察対象機関においては、フォローアップのための具体的な 取組をさらに徹底していくことが必要な状況であった。
- ▶ 全ての監察対象機関において、「入札談合等に関与した場合、 厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」「自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること」「過去に生じた不祥事事案 及び当該事案の要因・背景」について、全職員を対象とする 講習会等の資料に盛り込むなどして、重点的に伝えていた。

- ✓ 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。
  - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
  - ・全職員の受講状況を把握すること
  - ・講習会未受講者がいる場合には、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと 等
- ✔ 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること。
  - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求 、刑事処罰等がなされること
  - ・過去の不祥事事案及びその具体的な要因・背景
  - ・同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違 反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合 には処分があり得ること 等



### (2)事業者·OBとの接触·対応に関する取組

#### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、事業者等との応接に際しては、 原則として執務スペースの外のオープンな場所において複数の 職員により対応するなどして、「発注者綱紀保持規程」等に定 められた応接方法の徹底を図っていた。
- ▶ 殆どの監察対象機関において、副所長等室の可視化、大部屋化等を実施していた。しかし、一部の監察対象機関において、副所長室間がドア撤去のみの暫定対応となっており、さらなる改善の取組が必要な状況であった。

### 提示意見

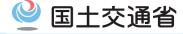
- ✓ 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たっては、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。
- ▼ 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

### (3)機密情報管理の徹底に関する取組

#### 取組状況

- ▶ 殆どの監察対象機関において、積算業務と技術審査・評価業務について、分離体制を確保していた。しかし、一部の監察対象機関において、情報を取り扱う者は異なるものの、同じ課で、積算業務と技術評価業務の両方を取り扱っており、今後改善が望まれる状況であった。
- ▶ 複数の監察対象機関において、「情報管理整理役職表」の「情報を取り扱う職員」を正確に記載していなかった等、適切とは言い難い状況であった。
- ▶ 全ての監察対象機関において、発注事務に関する紙文書、電子データについて、その情報を取り扱う者以外の者が閲覧等できないようにしていた。
- ▶ 殆どの監察対象機関において、情報管理責任者であるのに対象 外となど、点検内容や点検表の記載方法に適切でない点が見ら れた。

- ✓ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること。
- ✓ 誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、本局においては、 「<u>情報管理整理役職表</u>」の様式を適切に定めるとともに、事務 所等及び本局においては、適切に更新すること。
- ✓ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、担当者 以外の者へ情報が漏洩しないよう、適切に書類等の送付や管理、 確実な処分を行うこと。
- ✓ 事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を、<u>実効性のある点検となるよう</u>以下の点に留意し適切に行うこと。
  - ・点検表は、管理すべき情報の種類、媒体等を明示すること
  - ・<u>「情報管理総括責任者」は</u>、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて、<u>指導・助言する</u> こと 等



### (4)応札・落札状況の分析に関する取組

#### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、応札・落札状況について、平素から継続的に分析していた。また、一部の監察対象機関においては、応札・落札状況の分析に工夫がみられた。
- ▶ 一部の監察対象機関において、年平均落札率が高止まりしているなどの状況にあり、その状況を認識した上、地域要・入札参加要件、評価方法等の検討を行い、あるいは業界団体や事業者等に対し応札・落札行動を注視していることを示すなど、措置を講じていた。
- ▶ 全ての本局及び国土地理院において、入札談合に関する情報等の判断に係る標準取扱基準を定め、全ての事務所等も含め、これを適切に運用していた。

### 提示意見

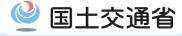
- ✓ 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な 推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等 級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい。
- ✓ 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること。
- ✓ 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、 地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定 を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定 を適切に運用すること。

### (5)提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

### 取組状況

▶ 平成29年度、30年度、令和元年度定期監察において、内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられ、全事務所等において、入札契約事務に係るコンプライアンスに関する取組について、より一層の徹底を図っていく必要がある状況であった。

- ✓ 本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査(平成30年度から2年または3年で一巡)を行い、実態について的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。
- ※平成30年度以降、全事務所等における入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底を図るため、各地方整備局等と連携し、取組状況のフォローアップを行っている。



### <許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方運輸局等>

### ◆ 監察のポイント

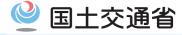
- > H30年度に引き続き、「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- ▶ 特に、地方運輸局の監察については、地方運輸局が多くの許認可事務等を担っていること、また、許認可に係る不適正な処理事案が昨今発生していることに鑑み、これら許認可事務等に関する項目を中心に監察項目を設定した。また、自動車検査登録情報など多くの個人情報を保有する運輸支局に対しても監察を実施した。更に、他の地方運輸局等が相互に取組を参照できるよう、推奨事例を示した。
- ▶ 各監察対象機関において、研修等コンプライアンス意識の徹底、許認可事務等の適正性の確保、意図しないコンプライアンス違反対策、許認可事務等に係る個人情報管理、不当要求などへの適切な対応等に関して積極的に取り組んでいたが、一部の機関において倫理規程違反や文書誤廃棄等の不適切な事務処理の事案が起きたことを鑑み、引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

### (1)研修等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、新規採用職員研修や初任係長・新任管理職研修など節目となる階層別研修を活用することでコンプライアンス研修を実施していた。他の各種研修においてもコンプライアンスに係る項目を入れて意識の徹底に取り組んでいた。
- ▶ 職員一人一人にコンプライアンス意識がきちんと浸透するよう、具体的な不祥事事案を例にその要因・背景について周知するなどの工夫をしていた。
- ▶ 一方、講習会形式の研修については、上記のとおり節目に実施される階層別研修から局議、支局長・次長会議等において随時実施するものまで多岐にわたっており、全ての職員の受講状況を毎年度把握する仕組みは構築されていなかった。

- イコンプライアンス違反が職員本人のみならず組織にも重大な影響を与えるとの認識の徹底を図る観点から、係長や管理職への昇任時等における研修では必ずコマに含める等定期的かつ継続的に研修が行われるようにルール化すること。
- ✓ <u>各職員の研修受講状況を把握し</u>、研修未受講者に対しては次 回募集時に優先的に受講させるなど、少なくとも非常勤職員 を含めた全職員が年に1回以上研修を受講できるよう、<u>フォ</u> ローアップ体制を構築すること。



# (2)許認可事務等の適正性の確保に関する 取組

### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、標準処理期間及び審査基準をウェブサイトで公表するとともに、窓口で紙に印刷したものを設置し、透明性確保に努めていた。
- ▶ 認可件数が多い分野を中心に、事案処理簿、事案処理の 進捗管理表、決裁時の審査表等の作成を通じ、課室内の 職員相互間において業務の進捗管理を行い、不適正な処 理の防止に努めていた。
- ▶ 公印の不正使用防止のため、保管責任者又は補助者による確認の実施、不在時においては押印できないよう施錠するなどの措置を徹底していた。

### (3) 意図しないコンプライアンス違反対策 (ヒューマンエラー対策)

#### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、許認可等に係る進捗管理表を活用し、事案処理状況を一元的に管理するとともに、担当者間で進捗状況を共有することによりバックアップ体制を構築するなど、ヒューマンエラーの防止体制を構築していた。
- ▶ 運輸支局においては、特に件数の多い自動車検査証の誤 交付などを防止するため、交付番号札や電子掲示板の活 用、交付時に申請者から受領印をいただく等の方法を活 用し、交付時のチェック体制を構築していた。

### 提示意見

- ✓ 意図的なコンプライアンス違反が決して起こることがないよう、 <u>幹部職員が</u>日頃からの職員管理・業務管理と公平・公正な業務執 行に努めるという国家公務員としての意識付けが大切との<u>認識を</u> <u>もち、職員が自らの職務に自信と誇りをもって取り組むことがで</u> きる環境づくりに取り組むこと。
- ✓ 公印の不正使用を防止するため、保管責任者等による確認の実施、 不在時には押印できないよう厳重に管理するなどの措置を徹底す ること。また、公印押印簿を備えつけるとともに、所要の事項の 記載を徹底すること。

### 推奨事例

✓ 自動車検査証の誤交付防止及び検査窓口の混雑緩和のため「窓口番号 案内システム」を導入し、「ヒューマンエラー対策」「業務円滑化」「申請者の 交付待ちのストレス軽減」を図っていた。 (近畿運輸局大阪運輸支局)

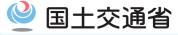






### 提示意見

▼ 業務が遺漏なく適切に行えるよう本局・支局間で情報共有を図る、事案処理の進捗管理表の作成などを通じて管理職を含めた職員間相互のチェック体制を構築するなど、ヒューマンエラーの防止を図るとともに、個人のエラーが不適切な事務処理に直結しない業務フローづくりに向けた取組を行うこと。



### (4) 許認可事務等に係る個人情報管理に関する取組

#### 取組状況

全ての監察対象機関において、執務室出入り口に施錠可能な扉を設置するなどの物理的遮断、一般来訪者エリアと執務エリアとの区分の明確化、システム保守管理業者を含む職員以外の者の入退室管理の徹底等、個人情報保護のための措置を講じていた。

### 提示意見

- ✓ 職員等以外の者が執務エリアに容易に立入れないようにするため、 執務エリアの出入口に施錠扉等の物理的遮断物を適切に設置する とともに、施錠可能な扉等については、業務時間帯においても確 実に施錠を行うなど、職員等以外の者の入退室管理を徹底するこ と。
- ✓ 職員以外のシステム保守管理業者や清掃業者等が作業を行う際は、 当該業者が個人情報にアクセスしないよう、職員による立ち会い や、パスワードロックによるアクセス制限等の措置を行うこと。

### (5)不当要求などへの適切な対応に関する取組

### 取組状況

全ての監察対象機関において、事業者からの不当な働きかけや同一地方運輸局内の職員からの不当な働きかけはなかった。また、公益通報について、地方運輸局のウェブサイトのメインページにリンクを作成し、容易に公益通報手続きを表示できるようにしていた。

### 提示意見

✓ 発注者綱紀保持規程に定める発注に際しての事業者・OB等との接触・対応についてのルールや、公益通報・相談などに関するルール及び担当窓口を職員に分かりやすい形で整理し、周知徹底を図ること。